

はじめに

2001年6月に司法制度改革審議会意見書が取りまとめられ、その後、同意見書に基づき各種法整備がなされ、今日に至っている。この司法改革の流れに沿いながら、日本弁護士連合会法曹養成対策室は、2003年に設置され、それ以後、法曹養成に関わる分野についての調査や、その時々の日弁連に課せられた課題等をサポートする役割を担った。そのような状況の中で、これまで法曹養成対策室報を発刊してきたが、今回がその第6号である。

新たな法曹養成制度は、大きな期待の下出発したが、10年間を経過してみて、残念ながら、必ずしも当初予定していた目的を達成したとは言い切れない状態にある。すなわち、司法試験合格率は法科大学院ごとで大きく異なり、法科大学院は、いわゆる上位校と下位校に分化し、固定化された。司法試験の合格者も約2000人どまりで、昨年は1,810人となり、法科大学院修了者全体の司法試験合格率の低下傾向が続いた。他方で、予備試験が実施されるようになり、予備試験合格者の司法試験合格率が高いことが判明すると、高いコストを払ってまで法科大学院へ通学する意味が問われるようになった。現在までに、法科大学院74校の内、25校が学生の募集停止を表明した。また、司法修習においても、必ずしも1年間で効率的で十分な研修が実施されていないとの指摘もあり、それに加えて、給費制が廃止され貸与制に移行したことで、法曹を目指す者の経済的負担に拍車がかかった。さらに、司法修習を終了した後の就職難の問題も、未だ解消しきれていない。

3年前の法曹養成対策室報第5号発刊の時点では、上記問題点を解消するために、法曹の養成に関するフォーラムが設置され、議論が進められていたが、その後、そこでの議論は、法曹養成制度検討会議へ引き継がれ、現在は、法曹養成制度改革推進会議、同推進室、同顧問会議で、さらなる検討が進められている。

このような経過の中で、本室報は、司法修習（実務修習）のあり方と、日弁連法務研究財団による認証評価をテーマとして掲載することとした。時間的制約のなかで、内容的にも必ずしも十分とまで言い切れない点はあるが、新たな法曹養成制度が一刻も早く健全な形で立ち直るための一助になれば幸いである。

なお、本室報資料編については、各法科大学院のご協力を得て毎年データを収集しているが、紙面の関係から、2014年度のみ掲載することとした。

2015年（平成27年）5月

日本弁護士連合会法曹養成対策室室長 三澤英嗣